第４号様式（第３条関係）

|  |
| --- |
| 誓　　　約　　　書青色防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。記１　青色回転灯等は、自動車の屋根に１個又は１体のみ装備します。２　青色回転灯等を点灯させての運行は、青色防犯パトロールを行う場合又はデモンストレーション等で別に認められた場合に限ります。３　青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、自動車の車体に団体の名称及び青色防犯パトロール中であることを明確に表示します。４　青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げないものとします。５　青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長から交付を受けた標章を自動車の後部に掲示し、後方から見えるようにしておきます。６　青色防犯パトロールを実施する者には、警察本部長から交付を受けたパトロール実施者証を携行させます。７　青色防犯パトロールを実施する地域は、証明書に記載の地域又はデモンストレーション等で別に認められた地域に限ります。８　運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。９　上記１～８に違反した場合には、証明を取り消されても異議の申立てはいたしません。10　青色防犯パトロール活動を実施中に特異な事故や紛議があった場合は、遅滞なく通報します。11　青色防犯パトロールをやめる場合、自動車の一部の使用をやめる場合及び証明の取り消し通知を受けた場合には、標章の返還など必要な手続きを行います。年　　月　　日　山口県警察本部長　殿団体の名称代表者の氏名 |

注　代表者が変更となる場合には、新たな代表者が誓約書を作成すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。